

## 《金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について》

▶ あおぞら銀行は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択しており、金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表は下表の通りです。

掲載・更新年月日 2024年5月31日

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		株式会社あおぞら銀行		
■取組方針掲載ページのURL :		<a href="https://www.aozorabank.co.jp/corp/company/governance/fiduciary/">https://www.aozorabank.co.jp/corp/company/governance/fiduciary/</a>		
■取組状況掲載ページのURL :		<a href="https://www.aozorabank.co.jp/corp/company/governance/fiduciary/cms_img/20240531j_report.pdf">https://www.aozorabank.co.jp/corp/company/governance/fiduciary/cms_img/20240531j_report.pdf</a>		
原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。		実施	【基本方針2】 お客さまの最善の利益の追求のために
	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。		実施	【基本方針2】 お客さまの最善の利益の追求のために
原則3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。		実施	【基本方針3】 利益相反の適切な管理体制
	(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合		実施	【基本方針3】 利益相反の適切な管理体制
原則4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。		実施	【基本方針4】 お客さまにご負担いただく手数料等について
原則5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。		実施	【基本方針5】 重要な情報のわかりやすい提供に向けて
	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む） ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響		実施	【基本方針5】 重要な情報のわかりやすい提供に向けて

原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則5	(注2)	実施	【基本方針5】 重要な情報のわかりやすい提供に向けて	【基本方針5】 重要な情報のわかりやすい提供に向けて（5頁）
	(注3)	実施	【基本方針5】 重要な情報のわかりやすい提供に向けて	【基本方針5】 重要な情報のわかりやすい提供に向けて（5頁）
	(注4)	実施	【基本方針5】 重要な情報のわかりやすい提供に向けて	【基本方針5】 重要な情報のわかりやすい提供に向けて（5頁）
	(注5)	実施	【基本方針5】 重要な情報のわかりやすい提供に向けて	【基本方針5】 重要な情報のわかりやすい提供に向けて（5頁）
	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	【基本方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供	【基本方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供（9頁）
原則6	(注1)	実施	【基本方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供	【基本方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供（9頁、11頁）
	(注2)	実施	【基本方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供	【基本方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供（9頁）
	(注3)	非該当	【基本方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供	【基本方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供（10頁）
	(注4)	実施	【基本方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供	【基本方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供（10頁）
	(注5)	実施	【基本方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供	【基本方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供（11頁）
原則7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	【基本方針7】 コンサルタントの育成方針と適切な動機づけの枠組みについて	【基本方針7】 コンサルタントの育成方針と適切な動機づけの枠組みについて（11頁）
	(注)	実施	【基本方針7】 コンサルタントの育成方針と適切な動機づけの枠組みについて	【基本方針7】 コンサルタントの育成方針と適切な動機づけの枠組みについて（11頁）

**【照会先】**

部署	お客さまサービス室
----	-----------

連絡先	03-6752-1100
-----	--------------